

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館指定管理者募集要項

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館の指定管理者を募集します。

1 対象施設の概要（詳細については「仕様書」を参照）

(1)名 称

山口市老人福祉館及び山口市山口児童館

(2)所在地

山口市下豎小路254番地

(3)施設の設置目的等

山口市老人福祉館は、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上、レクリエーション、老人クラブの活動の場の提供等の便宜を総合的に供与し、高齢者福祉の向上に資することを目的に設置しています。

山口市山口児童館は、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、また情操を豊かにするため、地域の核となる施設として家庭児童の育成など諸般の施策を講じ、児童福祉の向上に資することを目的に設置しています。

また、館の前庭には児童館附属の屋外施設としてひよっこり山児童遊園も設置されており、児童から高齢者まで、多くの地域住民の交流の場となっています。

(4)開館時間等

① 山口市老人福祉館

ア 利用時間

午前9時から午後10時まで

上記の内、午後5時までの間は必ず職員を配置すること。午後5時以降についても、専用利用(貸館)に対応できる体制を整えること。

※ ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める休日

(ただし、こどもの日及び敬老の日を除く。)、1月2日から1月4日まで及び

12月28日から12月31日まで

※ ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は指定することができます。

② 山口市山口児童館

ア 利用時間

午前9時から午後10時まで

上記の内、午後5時までの間は必ず職員を配置すること。午後5時以降についても、専用利用(貸館)に対応できる体制を整えること。

※ ただし、市長の承認を得て開館時間を変更することができます。

イ 休館日

日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、
12月29日から翌年1月3日まで

※ ただし、市長の承認を得て休館日を変更し、又は指定することができます。

2 指定管理者が行う業務の概要（詳細については「仕様書」を参照）

(1) 山口市老人福祉館

- ① 山口市老人福祉館の施設及び設備の利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し等、
原状回復の義務に関すること。
- ② 利用料金の徴収、減免、還付その他利用料金に関すること。
- ③ 山口市老人福祉館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、山口市老人福祉館設置及び管理条例第3条に規定する
事業の運営に関して市長が必要と認めること。

(2) 山口市山口児童館

- ① 山口市山口児童館の施設及び設備の利用の許可、利用の制限、利用許可の取消し等、
原状回復の義務に関すること。
- ② 利用料金の徴収、減額、免除、還付その他利用料金に関すること。
- ③ 山口市山口児童館の施設及び付属設備の維持及び修繕に関すること。
- ④ 前3号に掲げるもののほか、山口市山口児童館設置及び管理条例第3条に規定する
事業の運営に関して市長が必要と認めること。

(3) 施設運営に関する特記事項

- ① 指定管理者は、山口市老人福祉館に事務所を置く山口市老人クラブ連合会より申し
出があった場合には、施設の一部を無償で事務所として使用させること。
- ② 前項に定める事務所使用は、指定管理者の事務に支障のない範囲までとする。
- ③ 山口市山口児童館の集会室及び保育室は、市で行う「放課後児童クラブ」の実施場所
として使用する。なお、放課後児童クラブの開級時間は、小学校の放課後から午後6
時30分（小学校の休業日は午前8時から午後6時30分まで）までを予定している。
- ④ 山口市山口児童館に附属するひよっこり山児童遊園の日常的管理及び利用者への遊
びの指導を行うこと。

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消すことがあります。

4 応募資格

次の要件を満たす法人その他の団体であること。共同企業体で応募する場合は、当該共同
企業体の全ての構成員が応募資格を有している必要があります。

- (1) 市内に事務所又は事業所等を有すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 山口市から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 市民税、法人税等を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法、民事再生法等に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 労働者災害補償保険に加入していること。
- (7) 手形、銀行取引停止処分等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全である団体でないこと。
- (8) 賃金不払い等の事実があるなど、明らかに指定管理者として不適当であると認められる団体でないこと。
- (9) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体でないこと。
- (10) 消費税のインボイス制度における適格請求書発行事業者(インボイス発行事業者)として登録を受けている又は登録を受ける予定の団体であること。

5 募集日程

(1) 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館の募集要項及び仕様書の配布

- ① 配布期間 令和7年8月1日(金)～令和7年9月19日(金)
- ② 配布場所 山口市健康福祉部高齢福祉課 高齢者支援担当(山口市役所本庁舎1階11番窓口)
- ③ その他 募集要項及び仕様書は市ウェブサイトに掲載しています。

(2) 現場説明会の実施

- ① 開催日時 令和7年8月20日(水) 午前10時から
- ② 開催場所 山口市老人福祉館及び山口市山口児童館
※当日は、午前10時までに現地に集合してください。
- ③ 参加申込方法
参加を希望される場合は、令和7年8月18日(月)までに参加申込書を
山口市健康福祉部高齢福祉課へ電子メールで提出してください。
E-mail korei@city.yamaguchi.lg.jp
- ④ その他 現場説明会では、質問を受け付けませんので、質問のある場合は下記の
要領によりお願いします。

(3) 質問事項の受付

募集要項の内容等に関する質問を次のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和7年8月20日(水)～令和7年8月29日(金)
- ② 受付方法 質問書に記入の上、電子メールで提出してください。

山口市老人福祉館に関すること(高齢福祉課)

E-mail korei@city.yamaguchi.lg.jp

山口市山口児童館に関すること(こども未来課)

E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp

(4)質問に対する回答

受け付けた質問に対する回答は、3開庁日後を目途に随時市ウェブサイトに掲載します。

(5)申請書の受付

① 受付期間 令和7年9月1日(月)～令和7年9月19日(金)

(最終日の午後5時15分までに必着のこと。)

② 提出場所 山口市健康福祉部 高齢福祉課

〒753-8650 山口市亀山町2番1号 電話 083-934-2793

③ 提出書類

書類名	備考
指定申請書(様式)	山口市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する 条例施行規則別記様式(第3条関係)
共同企業体協定書及び委任状	共同企業体での応募の場合
定款、規約等	最新の定款、規約その他これらに類する書類
(法人の場合のみ) 法人登記簿謄本	申請日前3か月以内に発行されたもの
(法人以外の団体のみ) 役員名簿	任意様式
市税の滞納がないことの証明 する書類	
過去の事業の実績	過去に指定管理者の指定を受けたことがあるものにお いては、その実績が分かる書類(任意様式)
事業計画書(様式)	パンフレット等の既存資料がある場合は、それらの添付 も可能とします。
収支予算書(様式)	事業計画年度(令和8～12年度)の当該施設の管理に 関する業務の収支予算書
財務諸表等	申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借 対照表、収支決算書その他の団体の財務状況を明らか にする書類(任意団体で財務諸表を作成していない場 合は団体の決算書及び会計監査報告の写し)
誓約書(様式)、団体の代表者 及び役員全員の名簿	指定管理者の指定申請に係る誓約書並びに団体の代表 者及び役員全員の名簿(団体の代表者及び役員全員の 名簿については、暴力団排除に係る資格審査のため)

労働者災害補償保険に加入し ていることを証する書類	最新のもの(従業員を雇用していない団体は除く)
------------------------------	-------------------------

④ 提出部数 正本1部及び副本(正本のコピー)10部

※各部とも上記③の順に整えて並べ、インデックスを貼ってください。

※原則 A4 縦型とし、ファイルに綴じて提出してください。

⑤ その他 必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。電子メール、FAX
での提出は認めません。郵送の場合は、書留郵便により提出期限までに必
着のこと。なお、提出書類はお返しできません。

6 選定方法

指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)において、応募資格要件を満たしているものを対象に、各委員が審査基準(別紙)に沿って採点し、必要最低限の基準(総計得点が総配点合計の6割以上)を満たしていることを確認した上で、委員ごとに審査基準の得点を合計した結果、最も高い採点をした委員の人数が多い団体(複数ある場合は、そのうち審査基準の合計得点が最も高い団体。合計得点に差がない場合は、提案内容の比較等を踏まえて、委員の協議により決定した団体)を、指定管理者候補者として選定します。

なお、本業務は指定管理料予定額を事前に公表していないため、指定管理料予定額を超過した提案をした団体が選定され、優先的に協議を行った結果、不調となった場合には、次点の候補者を選定することがあります。

次点の候補者を選定する際の最も高い採点をした委員の人数は、上位の候補者を除いた上で再度算定し、指定管理者候補者として選定します。

※審査基準において必要最低限の基準を満たさなかった団体はその時点で失格となるため、次点の指定管理者候補者になることはできません。

7 申請に要する経費

申請に要する経費は全て申請者の負担とします。

8 無効又は失格

以下の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1)申請書の提出方法、提出先、提出期限等が守れなかったとき
- (2)記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (3)虚偽の内容が記載されているもの
- (4)応募資格要件を満たしていないことが発覚したとき
- (5)その他、選定委員会で協議の結果、審査を行うに当たり不相当と認められるもの

9 ヒアリング

令和7年10月上旬に実施します。詳しい日程は、後日連絡します。

申請者である法人その他団体の代表者又は代理の方におかれましては、事業計画内容等の説明をお願いします。

10 選定結果

選定委員会による指定管理者候補者の選定結果は、市ウェブサイトで発表します。

なお、指定管理者候補者となった団体については、団体名、代表者名、住所、会社概要を公表するほか、透明性の確保を図る観点から、申請された団体全ての名称を公表し、指定管理者候補者及びその他の団体について、選定結果の概要(採点結果)等を公表します。

11 指定管理者の決定

指定管理者の決定は、令和7年12月山口市議会の議決を経て決定(指定)されます。議会の議決終了後、全ての応募団体に対して文書により決定等の通知を行います。

12 情報公開

提出書類について、山口市情報公開条例に基づく公開請求があった場合は、原則として公開します。ただし、個人情報のほか団体の経営上の秘密や事業運営上のノウハウ等、公開することにより団体に不利益を与えるおそれがある情報等が記載されていると判断した場合は、当該情報については公開しません。特に、公開することにより団体に不利益を与えるおそれがある情報については、団体の意見を聴いて公開の可否を判断します。

13 業務の引継ぎについて

指定管理者を指定後、令和8年4月の業務開始に向けて、随時、当該指定管理者等と協議や引継ぎを行いますが、その経費については指定管理者の負担とします。

14 その他

- (1)提出書類はお返しできません。
- (2)やむを得ない理由により、申請を辞退する場合は、申請辞退届(任意様式)を提出してください。
- (3)共同企業体の構成員が、当該共同企業体と別に単独で申請することはできません。また、1つの法人その他の団体が複数の共同企業体の構成員となることもできません。

15 添付書類

- (1)指定申請書(様式)
- (2)事業計画書
- (3)収支予算書(様式)

- (4)現場説明会参加申込書(様式)
- (5)質問書(様式)
- (6)誓約書(様式)
- (7)山口市老人福祉館指定管理者仕様書
- (8)山口市山口児童館指定管理者仕様書

※共同企業体として申請する場合は、上記のほか共同企業体協定書、委任状が必要となりますので、下記問い合わせ先まで御連絡ください。

問い合わせ先

<u>山口市老人福祉館に関すること</u> 山口市健康福祉部高齢福祉課 高齢者支援担当 電話 083-934-2793 E-mail korei@city.yamaguchi.lg.jp	<u>山口市山口児童館に関すること</u> 山口市こども未来部こども未来課 子育て応援担当 電話 083-934-2756 E-mail kodomo@city.yamaguchi.lg.jp
---	--

【別紙 審査基準】

審査項目		審査内容	審査書類	
大項目 (選定基準)	小項目			
(１) 利用者の公平性、平等性等が確保することができるものであること (5点)		・ 利用許可等にあたり、一部の利用者に対して、正当な理由なく利用を拒んだり、優遇する恐れはないか。 ・ 事業内容の中に、一部の利用者や団体に対して、不当な優遇や制限をしたりするものがないか。 ・ 障がいのある方が利用される際に、障がいに応じた適切な配慮や柔軟な対応ができる見込みがあるか。	事業計画書	
(２) 施設の効用を最大限に発揮できる能力を有していること (95点)	施設の設置目的を理解し、明確な運営方針を持っていること (5点)	・ 施設運営の基本理念は確立されているか。 ・ 施設の運営目的を反映した運営方針となっているか。	事業計画書	
	利用者への適切なサービスを提供するための事業提案がなされていること (90点)	年間計画（老人福祉館） (10点)	・ 年間を通して、老人福祉館機能が発揮できる計画となっているか。	事業計画書
		年間計画（児童館） (10点)	・ 年間を通して、児童館機能が発揮できる計画となっているか。	事業計画書
		主な事業内容（老人福祉館） (20点)	・ 高齢者の健康と福祉を増進し、老人クラブの育成に寄与する事業内容が提案されているか。	事業計画書
		主な事業内容（児童館） (20点)	・ 児童に対する遊びを通じた健全育成や地域の子育て家庭の支援を行い、地域における子育ての拠点となるような事業内容が提案されているか	事業計画書
		施設活用の工夫 (10点)	・ 施設の特性・効用を生かした事業展開が提案されているか。	事業計画書
		利用促進の取組み (20点)	・ 利用者の増加を図るための取組みが提案されているか。	事業計画書
(３) 施設の管理経費の縮減が図られること (5点)	事業運営は効率性があり、経費は効果的に使用されていること	・ 経費縮減が図られているか。 ・ 経費の積算は適切になされているか。	収支予算書	
(４) 施設の適切な管理運営を安定して行う能力を有していること (25点)	同種施設、類似施設での運営実績があること (10点)	・ 老人福祉館、児童館をはじめとする高齢者福祉施設、児童福祉施設の運営実績があるか。	過去の事業実績	
	人材育成のための取り組みがなされていること (5点)	・ 研修計画や人材育成方針に沿った取組みがなされているか。	事業計画書	
	安定した運営を行うための財政的基盤 (5点)	・ 事業者の財務状況は健全であるか。	財務諸表	
	利用者の安全を確保するための方策が適切であること (5点)	・ 適切な安全管理体制や防災対策が取られているか。 ・ 事故、災害、緊急時への対応を適切に行える体制となっているか。 ・ 個人情報の取扱いを適切に行える体制となっているか。	事業計画書	
(５) 市の施策への貢献が期待できること (20点)	地域の人材や資源を活用した事業展開となっていること (10点)	・ 地域の実情に応じた地域連携事業の取組がなされているか。	事業計画書	
	市の施策を踏まえた事業提案があること (10点)	・ 事業者独自の取組みが市の施策へ貢献しているか。 ・ 老人福祉館、児童館だけでなく、放課後児童クラブ等の他事業と連携した取組みが提案されているか。	事業計画書	
合 計	150点満点			